【 産前産後休業取得者申請(事業主) 】

(1) 概要

- ・被保険者から産前産後休業取得の申し出があった場合に事業主が行うものです。
- ・産前産後休業開始月から終了日の翌日の属する月の前月(産前産後休業終了日が月の末日の場合は産前産後休業終了月)までの期間の保険料が免除されます。
- ・従業員(健康保険・厚生年金保険の被保険者)が産前産後休業を取得したときの手続き
- (2) 提出時期
- ・原則的には、産前休業の事実が発生した日以降の申請とする。
- (3) 提出先
- ・日本年金機構(事務センターまたは管轄の年金事務所)
- (4) 届書
- ・健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届(PDF 203KB)
- (5) 記入例
- ・<u>健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届(出産前に提出した場</u>合の記入例) (PDF 219KB)

【出産手当金申請(被保険者または事業主)】

(1) 概要

- ・被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けなかった場合は、出産の日(実際の出産が予定日後のときは出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合98日)から出産の翌日以後56日目までの範囲内で、会社を休んだ期間を対象として出産手当金が支給されます。
- ・出産日は出産の日以前の期間に含まれます。また、出産が予定日より遅れた場合、その遅れた 期間についても出産手当金が支給されます。
- ・出産で会社を休んだとき
- ・所定の期間の範囲については、産前産後期間一覧表を参照してください。
- (2) 提出時期
- ・原則的には出産後でok
- (3) 提出先
- ・全国健康保険協会 協会けんぽ 兵庫支部
- (4) 届書
- ·健康保険出産手当金支給申請書
- ・ その他
- (6) 記入例
- ・健康保険出産手当金支給申請書(手書き記入例)

【健康保険出産育児一時金支給申請(被保険者)】

(1) 概要

- ・被保険者及びその被扶養者が出産された時に協会けんぽ支部へ申請されると別表の法定給付額が支給されます。
- (2) 提出時期
- ・原則的には出産後でok
- (3) 提出先
- ・全国健康保険協会 協会けんぽ 兵庫支部
- (4) 届書
- 健康保険被保険者家族出産育児一時金支給申請書
- ・ その他
- (6) 記入例
- ・健康保険被保険者家族出産育児一時金支給申請書(手書き記入例)

【育児休業給付金申請(事業主)】

- (1) 概要
- ・用保険の被保険者の方が、子の出生後8週間の期間内に合計4週間分(28日)を限度として、原則1歳未満の子を養育するために育児休業(2回まで分割取得できます)を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」の支給を受けることができます。
- ・育児休業給付の内容と支給申請手続
- (2) 提出時期
- ・原則的には出産後でok
- (3) 提出先
- ・兵庫労働局 ハローワーク神戸 三田出張所
- (4) 届書
- ・雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書(14ページ)
- ・育児休業給付受給資格確認票(6ページ)
- ・ その他
- (6) 記入例
- 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書(手書き用)
- ・育児休業給付受給資格確認票(手書き用)